

平成20年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会

平成20年3月27日

平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成20年3月27日(木曜日)

○議事日程・場所

平成20年3月27日 午後2時4分 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

- 日程第 1. 広域連合長あいさつ
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期の決定
- 日程第 4. 一般質問
- 日程第 5. 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について)
- 日程第 6. 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 7. 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定について
- 日程第 8. 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定について
- 日程第 9. 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10. 議案第4号 平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 11. 議案第5号 平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12. 陳情第1号～陳情第16号「後期高齢者医療制度」の抜本的見直しを求める陳情について

○本日の付議事件

日程第1～12 議事日程に同じ

日程第13(追加) 閉会中継続審査

○出席議員(16人)

1番	大島	島野	千	明秋	10番	林	藤	茂
2番	立志	野村		勝	11番	佐	本	茂
3番	志	垣		稔	13番	松	梨	研
4番	稲	山		一	14番	高	島	嘉
5番	山	原	栄	喜	15番	中	滝	五
7番	関	戸	順	茂	16番	大	下	雄
8番	青	木	克		18番	山	岡	薫
9番	青	木			19番	吉		江

○欠席議員(4人)

6番	大野	眞	一	17番	内	田	重	雄
12番	畑野	鎮	雄	20番	塚	本	昌	紀

○説明のため出席した者

広域連合長	石	渡	德	一
副広域連合長	島	村	俊	介
副広域連合長	中	田		宏
事務局長	大	森	寿	雄
事務局次長	相	川		稔
会計管理者兼 会計担当課長	吉	田	隆	彦
高齢者医療担当課長 兼財務担当課長	高	田	邦	夫
高齢者医療担当課長 電算担当課長	榎	本		操
	田	口	利	夫

○職務のため出席した者

書記長	諏	佐	吉	則	書記	桑	原	田	久	子
書記	安	達	友	彦	書記	高	野	隆	裕	
書記	白	川	憲	一						

○議長（佐藤茂君）

皆さん、こんにちは。議長の佐藤茂でございます。失礼ではございますが、着席をしたまま進行をさせていただきます。

ただいまの出席議員は16名でございます。大野眞一議員、畑野鎮雄議員、内田重雄議員、塚本昌紀議員から欠席の届出がございました。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開かせていただきます。

本日の議事日程につきましては、議案書の3ページの議事日程表どおりですので、よろしくお願いをいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

日程第1「広域連合長あいさつ」を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

皆さん、こんにちは。広域連合長の石渡でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成20年広域連合議会の第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の制度開始まで残りわずかとなってしまいました。現在、広域連合では4月から始まります新しい医療制度へ円滑に移行できますよう、職員一丸となって取り組んでおるところでございます。

おかげさまをもちまして、市町村のご協力も得ながら新しい保険証の発行業務など、ほぼ順調に進んでいるところでございます。

さて、現在、我が国は、超高齢社会の到来を迎えようとしております。これに伴いまして、老人医療費が急激に増大をしております。公的医療制度を担う国や地方の財政状況はますます厳しさを増してくるものと予想されます。

こうした中で、広域連合による後期高齢者医療制度の運用は、神奈川県全域を単位とする広域化により健全な財政運営を図り、持続可能な皆保険制度の維持を目指すものであり、迫りくる超高齢社会に備え、公的医療制度全体の将来を見据えた重要な取り組みになるものでございます。

このためにも、県民の方々に信頼される後期高齢者医療制度の円滑かつ着実な運用開始を図

ることが、私ども広域連合にとりまして当面の最大の課題であり、使命でもございます。

新しい制度を創設するということにつきましては、準備万端整えたつもりでありましても、実際に動き出しますとさまざまな課題が出てまいりますのでございます。

そうした課題を今後とも市町村と十分に連携を図りながら、県民の皆様方の期待にこたえてまいりますので、引き続き、本日まで出席の議員の皆様方の多大なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の広域連合議会制度開始前、最後の議会でございますが、特別会計設置条例のほか新年度の予算案などを上程させていただいております。

議案等の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

会議冒頭に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、関戸順一議員及び大滝正雄議員を指名いたします。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君）

異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

○議長（佐藤茂君）

次に、議事日程にはございませんが、本日議場配付いたしました「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成19年9月分から平成20年1月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について監査委員から議長あて報告がありましたので、私のほうからご報告申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第4「一般質問」を行います。

一般質問は、本日議場配付いたしました一般質問発言通告表のとおり既に通告されております。

すので、自席にて発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、円滑な進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に移ります。

吉岡和江議員の発言を許します。吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君）

それでは、通告に従いまして発言させていただきます。

なお、通告では7番目になっておりました制度周知についてを1番目に持ってこさせていただきました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や被用者保険から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというものです。保険料が年金から天引きされるとともに、受けられる医療の内容もそれ以下の年齢の方と比べ制限されます。

2006年、自民、公明両党が決めた医療改悪法で導入が決められましたが、制度が知られるにつれ、年寄りや死ねといふのかなど怒りの声が広がり、中止、撤回や見直しを求める地方議会の意見書も全自治体の3割に達しております。

問題の多い同制度は、本来中止、見直しすべきと考えますが、しかし、4月実施を前に改善すべき内容の幾つかについて質問いたします。

制度の周知について伺います。

今、75歳以上高齢者の方々に新しい後期高齢者医療被保険者証が届き、市町村窓口や都道府県、広域連合窓口にも問い合わせが殺到していると聞いております。4月10日過ぎには保険料の通知も郵送されるでしょうから、さらに問い合わせが増えるでしょう。政府広報、後期高齢者医療制度のお知らせが新聞折り込みされた21日には、厚生労働省の電話がほとんどお話し中になったとも聞いております。特に、広報の問い合わせ先が厚生労働省へとあるので、全くつながらないことが怒りに拍車をかけたのではないのでしょうか。

県内自治体や広域連合への問い合わせの件数、内容など把握しているのか。把握していたら内容や件数を伺います。

今、各市町村では自治体独自に市民への説明会や広報への掲載、老人会などへの説明を行っています。広域連合としても各市町村が説明をきちんと行うよう徹底すべきと考えます。

広域連合としての周知について具体的な取り組みと課題について伺います。

資格問題について伺います。

75歳の誕生日から加入手続きがされると思いますが、加入脱退はいつの時点で手続きがとられるのか。65歳から74歳までの障害者は出入り自由となりますが、脱退加入はいつの時点なのか。今までどおりの医療が受けられるのか。費用面はどう変わるのか。また、孫の扶養している場合、家族の保険はどうなるか等々、資格問題等に関する問い合わせが多数寄せられていると聞いています。

資格問題についても丁寧なQ&Aをつくる必要があるのではないかと思います、見解を伺います。

健診制度について伺います。

今まで住民基本健診は自治体の責任で40歳以上はだれでも受けることができましたが、後期高齢者医療制度では75歳以上については特定健診、特定保健指導は努力義務になり、法の補助対象ではありません。各広域連合等からの要請の結果から、国全体で30億円の補助が出たとも聞きましたが、神奈川県への補助金は幾らか。また、広域連合は75歳以上人口の10%、単価は1万円としていますが、市町村への配分は具体的にどのようなになるのか伺います。

鎌倉市では75歳以上人口は約2万2,000人ですが、20年度予算では8,500人の予算を組んでいます。多くの医療関係者等も健康づくり、生活習慣病の改善は必要としています。現に、全広域連合で健診事業を実施したことは健診が重要との認識は一致していると思います。

改めて伺います。各市町村は10%の枠だけではなく、希望する高齢者の健診を実施しようとしています。国に対して健診に対する補助を明確に位置づけるよう強く申し入れること。広域連合としても県等への補助を強力に働きかけ、保険料引き上げにつながらないような対応を念頭に入れ、健診単価や対象者の拡大を図る必要があると思いますが見解を伺います。

資格証問題について伺います。

事前に配付された神奈川県後期高齢者医療保険料滞納者の被保険者証等の取り扱いに関する要綱によると、3条4項には、納付相談、分納誓約を行ったとき、基本的に資格証は発行しないとする考え方だと思いますが、見解を伺います。

その場合、納付相談に応じ、納付することが確認されたら証は交付すべきであり、継続的な文言は要らないのではないかと思いますが見解を伺いたいと思います。

保険料の減免制度について伺います。

特に法定減免以外の県広域連合独自減免について伺います。

東京都広域連合は、100億円単位の保険料軽減措置に続き、2月議会で独自の保険料減免制度を決め、約9万1,000人に対して6億9,000万円の減額措置をとりました。年収208万円から153万円までの低所得者に4段階の所得割額の軽減を行うものです。これは、法定減免の対象者の中でも所得割額を課せられている方のうち、年収208万円から153万円までの低所得者を対象にしており、大変わかりやすいものです。対象者については申請ではなく職権で減免するものです。

改めて、県広域連合としても東京都で行ったような独自減免について検討し実施するよう求めますが、見解を伺います。

神奈川県広域連合の条例減免については、条例上、災害や給付制限による減免のほか、世帯主の死亡、世帯主の心身の障害、長期入院、世帯主の事業の休廃止、失業等による所得の減少の場合を対象としています、大半わかりにくくなっています。

軽減の基準に該当するまで所得が減少したときに適用されると説明していますが、どのくら

いの所得水準が対象になるのか。また、どれぐらい保険料が軽減されるのか。具体的にケースごとに説明していただきたいと思います。さらに、減免措置は年間どれぐらい発生すると想定しているのか。その財源措置をどのくらいと見積もっているのかも含めて伺います。

高齢者の多くが年金収入のみということもあり、急激な所得減少は基本的にはほとんど考えられません。特別な事由の所得減少による減免だけでなく、生活困窮者も減免規定に入れて考えることが必要であると思います。川崎市では、国民健康保険料で生活保護基準の130%の方を低所得として減免しています。見解を伺います。

さらに、後期高齢者医療に関する条例第16条2項に4を加え、「その他、広域連合長が認めるとき」も加えるよう求めます。現在、国保条例等にも、「その他、市長が認めるとき」の一文が入っていると思います。見解を伺います。

東京都の減免は職権による減免であります。しかし、県広域連合の条例減免は申請減免であります。被保険者の8割が年金天引きであり、申請で保険料の減免ができることの周知が大切であります。75歳以上の高齢者が手続をすることも大変です。年金から天引きされているわけですから、生活が大変でも減免できることがわからなければそのままになってしまいます。

減免制度の周知徹底をどのように行っているのか、見解を伺います。

医療費の一部負担金について伺います。

後期高齢者医療制度の20年1月付、資料が事前配付されました。15ページには市民団体の要請していた医療費の支払いが困難なときとして一部負担金の減免及び徴収猶予を行うとあります。実施されることは評価するものです。実施要綱等は当然作成すると思いますが、あるなら示していただきたいと思います。現在ないとしたらいつまでに作成するのか伺います。また、市民への周知方法等についても伺います。

県や国に対する財政負担要請について伺います。県広域連合長が1都3県の連合長と共同して、昨年9月に厚生労働省に調整交付金の全額や健診事業等の補助要請をし、一定の財政支援が行われたことは承知しております。その後、国に対し、財政支援について要請したのか。その結果、国においてどのような新しい財政支援等が行われたのか。内容と金額について伺います。また、神奈川県は法以外の財政負担は行っていないと思います。市町村の財政状況を考えるとき、市民負担軽減措置を実施するためにも、国だけでなく県に対しても独自財政支援の要請をしていく考えはないのか伺います。

包括医療制度の見直しを国に求めることについて伺います。

最近配られた政府広報では、74歳までの方と変わらず必要な医療を受けることができます。また、後期高齢者は複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえて高齢者の方々の生活を支える医療を目指しますとあります。高齢者の特性を、治療に時間も手間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと規定しております。こんな考え方で制度をつくれれば差別医療につながるのではないのでしょうか。

今回、終末期相談支援料を創設しました。なぜ、75歳以上だけにつくったのか。患者本人の

意思を最優先して、家族や医療従事者がよく話し合っただけで尊厳ある死を迎える。このことは多くの人の願いではないでしょうか。

差別医療につながる包括医療制度を再検討するよう国に求める考えはないのか、改めて伺います。

最後に市民参画について伺います。

今回、75歳以上が参加するモニター制度を導入したことは評価いたします。モニター制度の周知を図るとともに、応募者全員がモニターになれるよう柔軟な対応を求めますが見解を伺います。

また、議員は県民代表であり、少なくとも県内全市町村から最低1名の議員が参加できるようにすることを改めて求めます。運営協議会等で検討願いたいと思いますが、見解を伺います。

明快なる答弁を願います。

○議長（佐藤茂君）

それでは、吉岡議員の質問に対しまして、事務局より答弁をお願いいたします。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

吉岡議員から種々のご意見、質問をいただきました。

それでは、逐次答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、第1番目でございますが、制度周知という観点からでございます。

住民からの問い合わせの件数や内容についてでございますが、保険証郵送後、広域連合に寄せられた問い合わせは1日70件から100件程度ございまして、その主な問い合わせ内容としましては保険料の額について、制度の仕組みや内容について、障害認定の撤回についてなどが寄せられております。

今後の広報周知の課題や取り組み、被保険者資格に関するQ&Aの作成についてですが、高齢者の方にとって制度の内容がわかりづらいというご意見等も踏まえ、市町村とも連携を図りながら広報紙を活用した制度周知を引き続き実施するほか、Q&Aの掲載など広報印刷物やホームページの内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康診査事業についてでございますが、健康診査事業にかかる国からの補助金についてですが、現時点では国の交付基準等が示されておられませんので、当広域連合への交付額を具体的に見込むことは現在の段階では困難でございます。市町村への配分につきましては、国の補助額にかかわらず1件1万円に被保険者数の10%を乗じた額をおおむね上限としまして補助金を交付いたします。

次に、健康診査事業に対する国や県への働きかけについてですが、高齢者の保険料や市町村負担の軽減を図るため、引き続き国や県に対しまして財政支援を要望してまいりたいと考えております。

次に、資格証の交付についてでございますが、公費負担医療受給者の場合及び災害・盗難・病気・負傷・事業の廃止などの特別の事情があると認められる場合につきましては、交付の対

象になっておりません。

これ以外の場合で、保険料の滞納がある被保険者につきましては市町村窓口での納付相談の機会を確保した上で、その生計状況や医療給付など生活実態の十分な把握に努めるとともに、納付意思などを確認の上、市町村との連携を図りながら県内統一した取扱要綱に基づきまして、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、既に資格証の交付を受けている被保険者に対しましては、納付状況などを踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

保険料減免に関しまして、東京都広域連合が行ったような独自減免を実施することについてでございますが、独自減免を実施する場合には市町村の追加の財政負担となりまして、厳しい財政状況下におきまして全市町村の合意のもとで新たな保険料軽減を実施すること、及びこれに伴いまして法定の負担に加えてさらに市町村負担をお願いするということは困難であると考えております。

次に、所得減少の場合の保険料減免についてでございますが、お一人所帯で収入が238万円を下回ることとなった方につきましては、その収入額に応じて均等割額の7割、5割、2割を軽減いたします。平成20年度の件数や軽減額につきましては後期高齢者医療制度において実績がないため、仮に平成18年度の国民健康保険の状況から推計しますと対象件数は約2,000件で、軽減総額は約6,000万円となります。

次に、生活に困窮されている方に対する保険料の減免についてでございますが、条例による保険料の独自減免につきましては、負担能力のあった被保険者が保険料を納付することができない状況に陥ったときに、これを救済する軽減措置でございます。なお、恒常的に所得が少なく、生活に困窮されている方につきましては、法令に基づく条例第12条の規定である所得の少ない者にかかる保険料の減額、7割、5割、2割減額により対応してまいります。

次に、保険料の減免における広域連合長が特に認める場合についてですが、減免につきましては県内市町村において統一した取り扱いとするため、条例等におきまして減免の対象となる理由やその基準を明確にしているところでございます。したがって、広域連合長が特に認める場合の規定は設けないこととしております。

次に、保険料減免の周知についてでございますが、保険料減免制度のほか被保険者の資格や給付、保険料に関する事など、制度全般にわたりましてリーフレットなどの広報印刷物やホームページ、個別に被保険者の方に送付するチラシ等において周知を図ってまいります。

また、詳しい減免基準や手続等につきましては、市町村窓口におきまして個別にご相談いただく中で、十分にご説明してまいりたいと考えております。

次に、医療機関窓口での一部負担金の減免についてでございますが、法令によりまして災害や収入激減など一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、一部負担金減免措置をとることができるかとされておりまして、これに係る事務取扱につきまして今月中に要綱を定め、県内市町村において統一した取り扱いを行ってまいります。

また、住民に対しましては、広報印刷物によるご案内をするとともに、市町村窓口におきまして十分な説明を行うなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、国や県への要望についてでございますが、平成19年9月の1都3県の要望によりまして、健康診査事業への国からの財政支援につきましては平成20年度予算案について約30億円が計上されたところでございます。引き続き、平成21年度の国予算等に向けて、他の広域連合と連携を図りながら国に対して財政支援や制度見直しについて働きかけてまいりたいと考えております。

また、神奈川県に対しましても財政支援を要望してまいりたいと考えております。

次に、包括診療制度についてでございますが、新たな診療報酬につきましては後期高齢者の心身の特性を踏まえて、高齢者の方々の生活を支える医療を目指すという視点から見直されたものでありまして、後期高齢者医療制度においても74歳までの方と変わらず、75歳以上の方につきましても必要な医療を受けることができるとされております。

広域連合といたしましては、新たな診療報酬に基づきまして保険給付等を行ってまいります。

次に、住民参画のところでございますが、登録モニター制度についてでございます。

モニター登録人員は当分の間100名を予定しておりますが、定員の増につきましては登録モニター制度の運営状況を見ながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、議員定数につきましてでございますが、広域連合議会議員は個々の市町村民の代表としてではなく、広域連合区域内全体の住民の代表としての役割を担うこととなっております。また、他の広域連合議会議員数や議会運営等を考慮しまして、議員定数を20名と定めたものでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（佐藤茂君）

吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君）

ありがとうございました。時間の問題もございますので、不十分な納得できないこともいっぱいございます。

特に、やはり調整交付金が国から322億円来ていないということが2万1,000円の保険料アップにつながっていることもございます。第一義的にはその問題がございますけれども、やはり東京都はそういうことも含めまして行ったわけでございますが、運営協議会等を通じましてもやはり各市町村の長の皆さん、真剣な論議を重ねていただきたい。

それと、やはり県に対しましても補助申請をいたしまして、実際に現在74歳以下の方よりも増えてしまうというのもあるわけでございますから、その辺は十分やっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（佐藤茂君）

以上で一般質問は終了いたしました。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第5、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について）」と、日程第6、承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

ただいま一括上程になりました2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について）」ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度の施行に向けまして、国より高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されることに伴い、標記の条例を制定する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成20年3月3日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

10ページの第6条をご覧ください。

この基金は、平成20年度において広域連合が行う、被扶養者であった被保険者の保険料の減額措置や広報啓発に要する費用などに充てるため、平成19年度中に国から交付される交付金を積み立てる基金でございます。

次に、承認第2号の「専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

提案理由でございますが、国より老人医療費適正化推進費国庫補助金及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されることに伴い、平成19年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を定める必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成20年3月3日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

14ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の予算の総額に14億8,158万1,000円を追加し、予算の総額を29億6,619万3,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

ます。

22ページをご覧ください。

事務費負担金でございますが、5,688万5,000円を減額するものです。この減額分につきましては、繰越金478万円、並びに民生費国庫補助金15億3,368万6,000円のうち、23ページに内訳の老人医療費適正化推進費補助金5,210万5,000円を充てることとしております。また、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金14億8,158万1,000円を受け入れ、25ページにありますように、同額を被扶養者の保険料凍結に伴う後期高齢者医療制度臨時特例基金へ繰り出しを行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君） 承認第1号と承認第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、一括採決をいたします。

お諮りいたします。承認第1号と承認第2号について、賛成の方々の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

総員起立であります。よって、本2件は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第7、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

議案書の26ページをご覧ください。

本件につきましては、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、後期高齢者医療に関する特別会計を設置することを定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。お諮りいたします。本件について、賛成の方々の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第8、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

本件につきましては、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、療養給付費等支払準備基金を設置することを定めるものでございます。

29ページの第1条をご覧ください。

この基金は、広域連合における平成20年度及び21年度の2カ年の特定期間を通じて、療養給付費等の年度間の財政均衡を図るために設置する基金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第9、議案第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

議案第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

本件につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加、その他所要の改正をするため、提案するものでございます。

31ページをご覧ください。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとしたものでございます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、育児休業をしている職員が当該職員の負傷等により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことを加えることとするなど、所要の改正を行うこととしたものでございます。

第8条は、「託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削除し、育児休業の承認の要件を緩和することとしたものでございます。

その他は、文言の整理等、所要の改正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤茂君）

引き続きまして、日程第10、議案第4号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

議案第4号の「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

平成20年度予算の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、23億2,447万5,000円と定めるものでございます。

42ページをご覧ください。

歳入の主なものといたしましては、市町村からの事務費負担金23億1,784万1,000円、平成19年度補正予算で積み立てました臨時特例基金繰入金643万2,000円でございます。

46ページをご覧ください。

歳出の主なものといたしましては、議会費174万6,000円、一般管理費23億1,241万1,000円です。一般管理費としては、職員人件費や後期高齢者医療の申請、給付事務に係る経費、並びに

市町村との電算システムネットワーク運営に係る経費等となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

これより質疑に入ります。

高梨晃嘉議員から通告がありましたので、質疑を許します。高梨議員。

○14番議員（高梨晃嘉君）

14番の高梨でございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

この4月からの後期高齢者医療制度の実施までわずか数日を残すところとなっているわけですが、この3月中旬以降、75歳以上の方々に新しい保険証が送付されたことなどもあり、制度内容に対する住民の皆様方の関心が高まっております。

市町村及び広域連合においても、これまで広報紙やリーフレット等広報印刷物の作成・配布など広報周知に取り組んでおりますけれども、制度自体が複雑でわかりにくく、高齢者の方にとってこれを理解することは非常に困難なのではないか、このように思っているところがございます。

制度が円滑に実施されるためには住民の理解と協力が得られることが不可欠でありまして、前回の議会におきましても制度の趣旨や内容などについて住民に対して十分周知を図れるよう要望したところがございますけれども、今回新しい被保険者証が手元に届いて初めて後期高齢者医療制度のことを知った住民の方も多いのではないかというふうに思います。

新しい後期高齢者医療制度ではこれまで被用者保険の被扶養者であった方など、保険料を負担してこなかった方を含めてお一人お一人が都道府県ごとに、基本的には同じ所得であれば同額の保険料を負担することになるわけですが、やはり住民の皆さんにとってはご自身やご家族の保険料が幾らになるのか、これまでの医療保険の保険料と比較してどうなるかなどが最大の関心事であり不安なところでもあると思います。

そこで、事務局長に3点ほどお伺いいたします。

制度施行後から年金天引きである特別徴収が実施される方については4月に仮の算定による保険料額が通知されるようですが、仮の算定をした方について今後いつ確定した保険料が通知されるのか伺います。

また、被扶養者だった方や制度移行期のため年金天引きが開始されない方など、4月に仮の保険料額が通知されない方も数多くいらっしゃるかと聞いております。そこで、4月に仮の保険料額が通知されない方には、今後どのように保険料額をお知らせしていくのか伺います。

次に、被保険者証の交付時に、小冊子により保険料の仕組みを含めた制度内容等をお知らせをしたということですが、保険料に関すること以外で市町村や広域連合にどのような問い合わせ等があったのか。先ほど一般質問でもございましたけれども、もう少し具体

的にお聞かせをいただきたいと思います。

次ですが、制度施行後は被保険者の方の身近な市町村において被保険者証の交付、給付の申請等に係る受付を行うほか、保険料等の仕組みや徴収等のお尋ねへの対応や納付相談などを行うこととなります。また、国では外来、入院、在宅など高齢者の心身の状況にふさわしい医療が確保されるとしておりますけれども、実際に新制度が始まってから受けられる医療が変わるのではないかといった不安や相談などについて窓口寄せられることが想定されます。これらをきちんと受けとめて、制度の課題や問題点を把握して、市町村と広域連合が連携して対応していくことが今後重要になっていくと考えます。

そこで、今後市町村や広域連合に寄せられる問い合わせや相談なども踏まえて制度の課題や問題点をどのように把握して、どのように課題等への対応に取り組んでいくのか伺います。

最後に要望を申し上げます。

年金から保険料が徴収される方の中にも年金額が低い方など、年金額の保険料徴収額によっては生活にお困りになる方もいると考えられますので、制度の趣旨や内容、保険料の仕組み等を説明するのはもちろんのことですが、広域連合で独自に設けた保険料の減免についても対象や要件など、引き続ききちんと周知していくべきだと思います。

これらを含めて引き続き住民に対してきめ細やかな周知を図り、十分丁寧に相談に応じていただくとともに、住民からの声を踏まえて制度の課題や問題点について市町村と広域連合で協力しながらしっかりと検討、検証していただくよう要望いたしまして、質問とさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤茂君）

ただいまの質疑に対し、事務局より答弁をお願いいたします。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君）

議案第4号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」関連のご質問をいただきました。

4月に仮の算定による保険料額を通知した方に対する確定した保険料額のお知らせについてですが、平成19年中の所得の額に基づいて平成20年度の確定保険料額を算定しまして、平成20年7月に個別の通知を送付いたします。

4月に仮の保険料額が通知されない方に対する保険料額のお知らせについてでございますが、7月に被扶養者であった方を含めた被保険者全員に対しまして、平成20年度の保険料額を個別に通知いたします。それまでの間につきましては、ホームページ上におきまして簡易な保険料計算式や早見表で見込み額の目安をお示ししているほか、市町村によって独自の取り組みの中で4月に保険料額が通知されない方に対してお知らせいただいております。

いずれにしましても、市町村窓口や電話でのお問い合わせに対して丁寧に説明を行うなど、市町村と協力しながらきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

保険料に関すること以外の住民の方からのお問い合わせ等の内容についてでございますが、主なものといたしましては、制度の仕組みや内容について、被保険者証の内容や取り扱い方法について、制度が変わっても従前どおりの医療が受けられるかについて、かかりつけ医について、障害認定の撤回について、後期高齢者という名称についてのご意見などが寄せられております。

次に、制度上の課題、問題点等の把握や取り組みについてでございますが、広域連合、市町村窓口、及び4月以降に設置予定のモニター制度など、さまざまな場を通じまして住民から寄せられたお問い合わせ・ご意見や、制度を実施していく中で明らかになった課題や問題点等を定期的に集約し、状況等の把握を行います。

これらの課題等につきまして、市町村長で構成される運営協議会等において整理・検証し、その対応策を検討するとともに、研修や説明会、その他必要な情報提供を実施して、市町村と連携しながら課題等に対応してまいります。

さらに、必要に応じまして他の広域連合とも連携しながら、国や県に対しまして問題提議や要望など働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君）

よろしいですか。

本件について、通告のございました質疑は以上ですので、これより討論に移ります。

吉岡議員から通告がありましたので、討論を許します。吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君）

議案第4号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について反対の立場から討論いたします。

2月28日、共産、民主、社民、国民新党4野党は、衆議院に4月実施予定の後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出しました。

この制度は、75歳以上の人々が現在加入している国民健康保険等から切り離され、75歳以上だけの医療保険に組み入れられるというものです。75歳になった途端に今の医療保険から強制的に脱退させられ、別の制度に囲い込むことに怒りの声が広がっています。若い人にとっても日本の医療保険が生涯入れる保険でなくなるわけで、世界の皆保険制度を持つ国で年齢で機械的に切り離してしまう国はないのです。年金から天引きされるとともに、受けられる医療の内容も75歳以下の年齢の人と比べ制限されるという、ひどい差別医療制度であります。

年金収入1万5,000円以下の低所得者が保険料を滞納すると資格証の発行など、高齢者が「生きていてごめんなさい」と言わせるようなひどい制度は中止すべきだと思います。さらに、2年ごとに保険料の改定が行われますが、75歳以上の高齢者が増えれば自動的に保険料が上がる仕組みです。

政府は、受けられる医療は変わらないと言っていますが、高齢者の特性を、治療に時間も手

間もかかる、認知症も多い、いずれ死を迎えるなどと規定している考え方で制度をつくれば差別医療につながることになるでしょう。さらに、制度の仕組みが保険料を上げるか医療費を抑制するかを選択を迫る内容になっています。

神奈川県は、高齢者の平均収入が全国平均より多いからと、国からの調整交付金は2年で322億円も減らされ、1人当たりの保険料は年間2万1,000円も高くなったのです。

○議長（佐藤茂君）

吉岡議員、時間です。

○19番議員（吉岡和江君）

はい。もうちょっとなので申しわけありません。

このような広域連合の、東京都のような軽減策を求める立場から反対であります。

なお、議案第1号、第2号についても同様の趣旨で反対だということを申し添えて討論を終わります。

○議長（佐藤茂君）

通告のございました討論は以上ですので、これより、本件について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤茂君）

引き続きまして、日程第11、議案第5号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

議案第5号の「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の54ページをご覧ください。

平成20年度の後期高齢者医療の特別会計予算の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、5,172億1,723万3,000円と定めるものでございます。

次に、第2条でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額を460億円と定めるものでございます。

56ページをご覧ください。

歳入といたしましては、保険料納付分を含めた市町村からの支出金1,096億1,141万1,000円、国からの支出金1,340億3,750万円のほか、県からの支出金、現役世代からの支援である支払基金交付金などを見込んでおります。

57ページをご覧ください。

歳出といたしましては、保険給付費を5,107億7,742万円、県に設置する財政安定化基金への拠出金5億20万9,000円、また、先ほどご審議いただきました療養給付費等支払準備基金への積立金50億円など、法令等に基づく必要見込額を計上いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君）

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。お諮りいたします。本件について、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤茂君）

次に、日程第12、「陳情第1号から陳情第16号について」を議題といたします。

陳情書につきましては、請願・陳情文書表とともに、既に皆様に配付させていただいておりますが、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条に基づき、議会運営委員会に付託をいたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩といたします。

午後 3時 1分休憩

午後 3時25分再開

○議長（佐藤茂君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12「陳情第1号から陳情第16号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。稲垣稔議会運営委員長。

○議会運営委員長（稲垣稔君）

ただいま議題となりました「陳情第1号から陳情第16号について」、議会運営委員会における審査の結果をご報告申し上げます。

委員会にて審査の上、採決を行いましたところ、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤茂君）

どうもありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長より議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件について討論はございませんか。

ないようですので、これより本件について採決をいたします。

本件については、議会運営委員会では不採択であります、委員会報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐藤茂君）

起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

ただいま、議会運営委員会の委員長から閉会中継続審査の申し出がありました。

この際、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤茂君）

異議なしと認めます。よって、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

○議長（佐藤茂君）

それでは、日程第13「閉会中継続審査」を議題といたします。

その件名は、ただいま配付いたしました「議会運営等について」であります。

お諮りをいたします。本件につきましては議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤茂君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（佐藤茂君）

この際、お諮りをいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤茂君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することを決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（佐藤茂君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君）

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の定例会におきましては、特別会計条例の制定のほか、新年度の予算など広域連合にとりまして重要な案件につきましてご審議いただき、いずれも原案のとおり議決を賜りましたこと、まずもって御礼申し上げます。

ただいま、ご議決いただきました条例などに基きまして、市町村と連携を図りながら4月からの制度実施に向けまして、本日、皆様よりいただきましたご意見を踏まえまして、準備に万全を期するとともに、制度の広報にもなお一層力を入れ、スムーズに新制度が実施できますよう対応してまいります。

議員の皆様方におかれましては、引き続き、格段のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、十分健康にもご留意くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（佐藤茂君）

ありがとうございました。

これもちまして、平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後 3時29分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 佐 藤 茂

議 員 関 戸 順 一

同 大 滝 正 雄